



第69回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

大阪市港区弁天一丁目2番1号
アートホテル大阪ベイタワー 3階 301・302会議室

開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。

（末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び
社外取締役を除く。）に対する譲渡制限
付株式の付与のための報酬決定の件

【来場自粛のお願い】

会場内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご来場を見合わせていただき、議決権の行使は書面又はインターネット等による方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

【お土産の取り止めのお知らせ】

昨年より、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

コンドーテック株式会社

目 次

■第69回定時株主総会招集ご通知	1
------------------------	---

<添付書類>

■事業報告	4
■連結計算書類・計算書類	26
■監査報告書	30
■株主総会参考書類	36

◎当社は、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正の必要が生じた場合には、直ちにインターネット上の当社ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

◎今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、直ちにインターネット上の当社ホームページにて、お知らせ申し上げます。

当社ホームページ ▼

<https://www.kondotec.co.jp/ir/stocksinfo/meeting.html>



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(証券コード：7438)

2021年6月1日

株 主 各 位

大阪市西区境川二丁目2番90号

コンドーテック株式会社

代表取締役社長 近 藤 勝 彦

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、会場内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は見合わせていただき、議決権の行使は書面又はインターネット等による方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2～3ページの方法により2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時	2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始:午前9時）
2. 場 所	大阪市港区弁天一丁目2番1号 アートホテル大阪ベイタワー 3階 301・302会議室 開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。 （末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

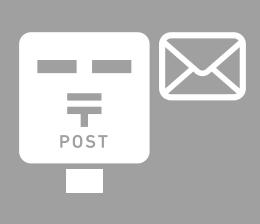
以 上

昨年より、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

書面による議決権行使の場合

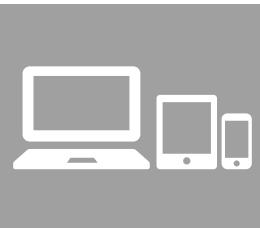


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。

なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後5時30分必着

インターネットによる議決権行使の場合



「インターネットによる議決権行使のご案内」（3ページ）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後5時30分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時まではお取り扱いを休止いたします。

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催場所につきましては、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

開催日時 2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始:午前9時）

◎議決権の行使について

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

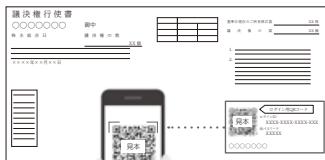
また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後（ただし議決権行使期限前に限る）に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

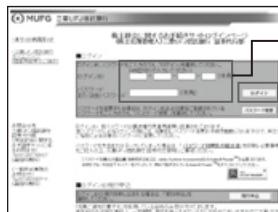
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

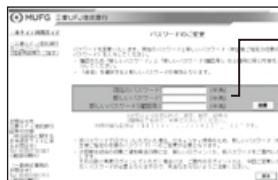
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufug.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動や社会生活全般が甚大な影響を受ける一方で、経済活動の再開に伴い、一部持ち直しの動きが見られました。しかし、冬季に入り新規感染者が再び増加するなど、国内の景気や企業収益に与える影響は依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループ関連業界におきましては、持ち直していた個人消費が弱含みに転じた一方で、弱含んでいた住宅投資が横ばいとなったほか、公共投資が堅調に推移していることに加え、企業収益は業種によって持ち直しの動きもみられ二極化する状況となりました。

このような状況のもとで、当社グループは、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、新規販売先の開拓や休眠客の掘り起こし、新商材の拡販などの営業活動に取り組んでまいりました。また、2020年2月の東海ステップ株式会社の子会社化に続き、2021年1月には株式会社フコクを子会社化するなど、当社グループの成長を加速するM&Aも推進しております。

以上の結果、前連結会計年度に子会社化した東海ステップ株式会社や当連結会計年度に子会社化した株式会社フコクの売上高が寄与したものの、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、当連結会計年度の売上高は59,562百万円(前期比1.7%減)と減収になりました。

利益面につきましては、前連結会計年度に子会社化した東海ステップ株式会社が寄与したことに加え、利益率の改善や諸経費の削減などに努めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を中心とした売上高減少の影響を完全には吸収できず、営業利益は3,354百万円(同17.9%減)、経常利益は3,455百万円(同17.3%減)と減益になりました。また、のれん等の減損損失821百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,561百万円(同45.7%減)になりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

<産業資材>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、木造住宅用金物、ブルーシート・土のう袋、鉄鋼二次製品などの売上が減少したものの、前連結会計年度に子会社化した東海ステップ株式会社や当連結会計年度に子会社化した株式会社フコクの売上高が寄与したことにより、当セグメントの売上高は37,282百万円(前期比5.1%増)となりました。

<鉄構資材>

東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う端境期であったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、鉄骨部材、ハイテンションボルト、ブレースなどが厳しい状況で推移したことにより、当セグメントの売上高は14,035百万円(前期比14.6%減)となりました。

<電設資材>

新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務の増加、特別定額給付金の支給に伴い、上級機種エアコン販売に注力するとともにLED照明機器を主体とした施主直接営業により売上の積み上げを図りましたが、商品供給・工事案件の遅延に加えて、設備投資意欲の低下による投資案件の中止等により、当セグメントの売上高は8,243百万円(前期比5.4%減)となりました。

2. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスに対するワクチンの普及等が見込まれるものの、新たな変異株が発生するなど、いまだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、先行きが非常に不透明な状況にあります。

当社グループ関連業界におきましても、建設需要は長期的には堅調と思われるものの、物件の進捗遅れや設備投資の抑制など、当面は厳しい状況が継続すると思われます。

このような状況のもとで、当社グループは、成長に必要な投資を継続することで、受注競争や価格競争に耐えうるようにコスト競争力を高めつつ、自社製品・輸入商材・新商材の拡販と新規販売先の開拓などの成長戦略を実行し、企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,088百万円で、その主なものは、当社の移転営業拠点の建物の取得及び製造部門の生産設備の更新であります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

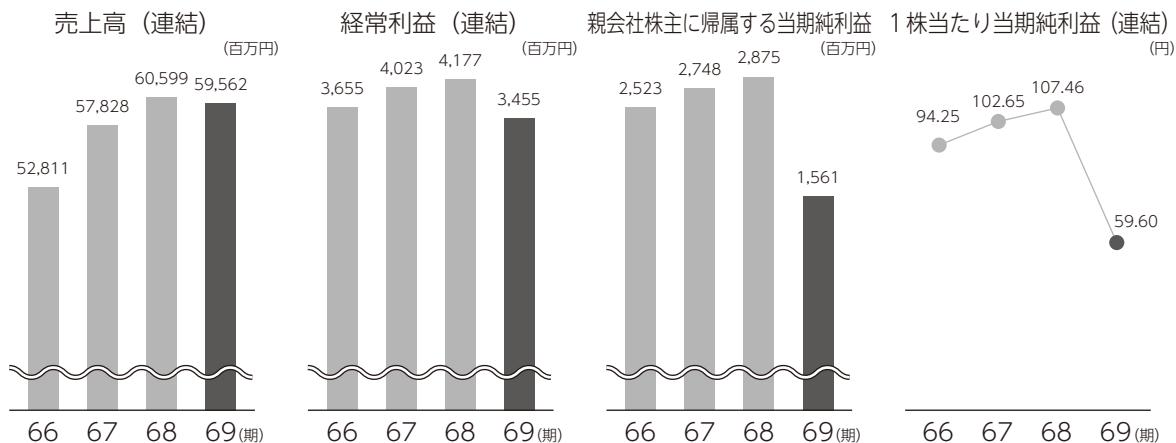
5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第66期 (2018年3月期)	第67期 (2019年3月期)	第68期 (2020年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高	52,811	57,828	60,599	59,562
経 常 利 益	3,655	4,023	4,177	3,455
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,523	2,748	2,875	1,561
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	94円25銭	102円65銭	107円46銭	59円60銭
総 資 産	39,313	43,820	46,335	49,426
純 資 産	24,745	26,756	28,387	29,022
1 株 当 た り 純 資 産	922円62銭	996円99銭	1,071円09銭	1,110円01銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式（株式付与ESOP信託及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式を含む）を控除して算出しております。

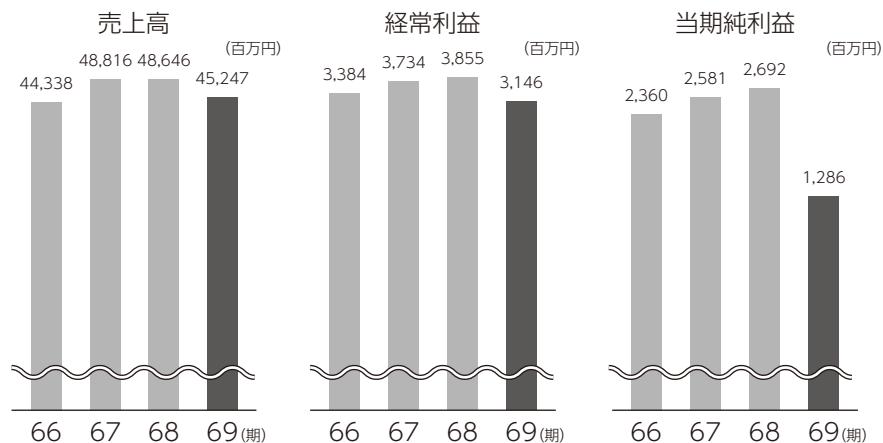


(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第66期 (2018年3月期)	第67期 (2019年3月期)	第68期 (2020年3月期)	第69期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高	百万円 44,338	百万円 48,816	百万円 48,646	百万円 45,247
経 常 利 益	百万円 3,384	百万円 3,734	百万円 3,855	百万円 3,146
当 期 純 利 益	百万円 2,360	百万円 2,581	百万円 2,692	百万円 1,286
1 株 当 た り 利 益	88円17銭	96円40銭	100円63銭	49円12銭
総 資 産	百万円 36,720	百万円 40,087	百万円 41,405	百万円 43,580
純 資 産	百万円 23,761	百万円 25,589	百万円 27,122	百万円 27,259
1 株 当 た り 資 産	885円83銭	953円43銭	1,023円32銭	1,042円49銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式(株式付与ESOP信託及び株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を含む)を控除して算出しております。



6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
三和電材株式会社	百万円 283	% 100.0	電設資材卸売業
KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd.	百万タイバツ 102	% 99.9	産業資材、鉄構資材及び電設資材等の輸出入並びに販売
中央技研株式会社	百万円 45	% 100.0	各種機械器具設計、製造販売
テックビルド株式会社	百万円 210	% 100.0	土木建築用足場等の架払工事及びレンタル
東海ステップ株式会社	百万円 100	% 100.0	土木建築用足場等の架払工事
株式会社フコク	百万円 33	% 100.0	土木建築用足場等の架払工事

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 当社は、2021年1月18日付で株式会社フコクの全議決権株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

7. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、土木用・建設用・荷役用・船舶用金物、鋼材、溶接資材、鋸螺、機械器具及び電設資材の製造、販売及び輸出入を主な事業とし、当社グループの製造、販売する主要な製品・商品等は次のとおりであります。

セグメント	主要な製品・商品等
産業資材	ターンバックル、シャックル、足場吊りチェーン、丸セパレーター、ワイヤロープ、チェーン、コンテナバッグ、ブルーシート、土のう袋、物流荷役機器、木造住宅金物、型枠部材、仮設足場、現場用品、船舶・港湾関連資材、鉄鋼二次製品、環境関連資材、街路・緑化関連資材、鉄道関連資材、機械器具、各種関連工事 他
鉄構資材	ブレース、アンカーボルト、ハイテンションボルト、ボルトナット類、鉄骨部材、溶接・塗装資材、機械工具、各種関連工事 他
電設資材	照明器具、空調機器、換気扇、分電盤、電線ケーブル、配線器具、エコキュート、太陽光発電機器、家電機器、各種関連工事 他

8. 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

(1) 当社

本 社（大阪市西区）			
東京本社（東京都江東区）			
東日本営業部	札幌支店（北海道石狩市）	仙台支店（仙台市若林区）	青森営業所（青森県青森市）
	秋田営業所（秋田県秋田市）	盛岡営業所（岩手県紫波郡）	郡山営業所（福島県郡山市）
	東京支店（東京都江東区）	結城営業所（茨城県結城市）	千葉営業所（千葉市花見川区）
	横浜支店（横浜市港北区）	新潟支店（新潟市東区）	埼玉営業所（埼玉県川越市）
	八王子営業所（東京都八王子市）	静岡営業所（静岡市葵区）	
西日本営業部	名古屋支店（名古屋市中川区）	松本営業所（長野県松本市）	金沢営業所（石川県金沢市）
	大阪支店（大阪市西区）	京都営業所（京都府八幡市）	神戸営業所（神戸市西区）
	高松営業所（香川県高松市）	広島支店（広島市安佐南区）	福岡支店（福岡市東区）
	長崎営業所（長崎県諫早市）	熊本営業所（熊本県上益城郡）	鹿児島営業所（鹿児島県霧島市）
海外営業部（大阪市西区）			
開発営業部	ホームセンターグループ（大阪市港区）	鉄道環境グループ（大阪市西区）	eコマースグループ（大阪市西区）
鉄構営業部	東北営業所（仙台市若林区）	福島営業所（福島県郡山市）	北関東支店（茨城県結城市）
	関東支店（埼玉県川越市）	東関東営業所（千葉市花見川区）	神奈川営業所（横浜市港北区）
	長野営業所（長野県長野市）	東海営業所（静岡市葵区）	浜松営業所（浜松市東区）
	中京支店（愛知県一宮市）	京滋営業所（京都府八幡市）	関西支店（大阪市西区）
	兵庫営業所（兵庫県小野市）	岡山営業所（岡山県津山市）	山陽営業所（広島市安佐南区）
	北九州営業所（福岡県直方市）	九州営業所（福岡県久留米市）	
業 務 部（大阪市港区） 関東物流センター（茨城県結城市）			
札幌工場（北海道石狩市） 関東工場（茨城県結城市） 滋賀工場（滋賀県蒲生郡） 九州工場（福岡県直方市）			

（注）2020年4月1日付で関東営業所は支店に昇格いたしました。

(2) 子会社

① 三和電材株式会社

本 社 (名古屋市西区)		
本部営業所 (名古屋市西区)	特販営業部 (名古屋市西区)	名東営業所 (名古屋市名東区)
東営業所 (名古屋市東区)	中川営業所 (名古屋市中川区)	南営業所 (名古屋市南区)
豊明営業所 (愛知県豊明市)	安城営業所 (愛知県安城市)	岡崎営業所 (愛知県岡崎市)
半田営業所 (愛知県半田市)	岐阜営業所 (岐阜県岐阜市)	大阪営業所 (大阪市西区)
愛北営業所 (愛知県丹羽郡)		

(注) 当連結会計年度末日後の2021年4月1日付で住設営業部 (名古屋市西区) を新設しております。

② KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd. (タイ・バンコク市)

③ 中央技研株式会社

本 社 (滋賀県犬上郡)	
草津営業所 (滋賀県草津市)	

④ テックビルド株式会社

本 社 (東京都品川区)		
埼玉センター (埼玉県狭山市)	京葉センター (千葉県柏市)	神奈川センター (相模原市緑区)
仙台営業所 (仙台市泉区)	福島営業所 (福島県郡山市)	北関東営業所 (茨城県ひたちなか市)
京葉営業所 (千葉県柏市)	埼玉営業所 (埼玉県狭山市)	神奈川営業所 (相模原市緑区)
特建工事課 (東日本) (千葉県柏市)	金沢営業所 (石川県金沢市)	富山営業所 (富山県富山区)
関西営業所 (大阪府中央区)	南大阪営業所 (大阪府和泉市)	岡山営業所 (岡山市南区)
福山営業所 (広島県福山市)	広島営業所 (広島市佐伯区)	山口営業所 (山口県山口市)
福岡営業所 (福岡県糟屋郡)		

(注) 1. 2020年4月1日付で特建工事課 (西日本) を関西営業所に統合いたしました。
2. 埼玉センター及び埼玉営業所は2020年11月30日付で埼玉県狭山市へ移転いたしました。
3. 当連結会計年度末日後の2021年4月1日付で特建工事課 (東日本) を京葉営業所に統合しております。

⑤ 東海ステップ株式会社

本 社 (静岡県藤枝市)		
磐田営業所 (静岡県磐田市)	焼津営業所 (静岡県焼津市)	清水営業所 (静岡県清水区)
富士営業所 (静岡県富士市)	三島営業所 (静岡県田方郡)	伊勢原営業所 (神奈川県伊勢原市)
横浜営業所 (横浜市瀬谷区)	八王子営業所 (東京都あきる野市)	千葉北営業所 (千葉市稲毛区)
埼玉南営業所 (埼玉県越谷市)	特建事業所 (相模原市緑区)	

⑥ 株式会社フコク

本 社 (仙台市泉区)		
仙台センター (仙台市泉区)	仙北センター (宮城県登米市)	仙南センター (宮城県角田市)
郡山センター (福島県郡山市)	宇都宮センター (栃木県宇都宮市)	

9. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,140名	105名増加

- (注) 1. 従業員数が前連結会計年度末と比べて105名増加しましたのは、主に2021年1月18日付で株式会社フコクを連結子会社化したためであります。
2. 従業員数は臨時従業員を除いております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
721名	25名増加	41.5歳	13.9年

- (注) 1. 従業員数は当社から子会社テックビルド株式会社への出向者4名を除いております。
2. 従業員数は臨時従業員を除いております。

10. 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 当社

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,500百万円
株式会社みずほ銀行	1,000百万円

(2) 子会社

① 三和電材株式会社

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円
株式会社中京銀行	100百万円

② 中央技研株式会社

借入先	借入金残高
株式会社滋賀銀行	30百万円
株式会社三菱UFJ銀行	20百万円

③ テックビルド株式会社

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	508百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

④ 株式会社フコク

借入先	借入金残高
株式会社七十七銀行	145百万円
株式会社常陽銀行	102百万円
株式会社商工組合中央金庫	59百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年11月6日開催の取締役会で、会社分割の方法により新たに設立する中間持株会社に、足場施工事業を営む子会社の経営管理を主な業務とする統括事業を承継させることを決議し、2021年1月18日開催の取締役会で、本会社分割に係る新設分割計画を決議いたしました。

なお、この新設分割に関しまして、当連結会計年度末日後の2021年4月1日に、日本足場ホールディングス株式会社を設立しております。

II 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 27,257,000株 |
| 3. 株主数 | 12,108名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社藤和興産	3,014	11.48
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,615	6.15
コンドーテック社員持株会	1,355	5.16
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247	4.75
株式会社Fプランニング	900	3.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	879	3.35
株式会社三菱UFJ銀行	753	2.87
株式会社藤登興産	676	2.57
近藤 雅英	664	2.53
近藤 純位	652	2.49

- (注) 1. 当社は自己株式1,002千株 (株式付与ESOP信託が保有する当社株式 (13千株) 及び株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (121千株) を除く) を保有しておりますが、上記「大株主」には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式1,002千株 (株式付与ESOP信託が保有する当社株式 (13千株) 及び株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (121千株) を除く) を除いて算出しております。
3. 2018年6月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、2018年6月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
株式会社三菱UFJ銀行	753千株	2.77%
三菱UFJ信託銀行株式会社	593千株	2.18%
三菱UFJ国際投信株式会社	47千株	0.17%
合計	1,394千株	5.12%

4. 2019年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書 (No.6) においてフィデリティ投信株式会社が、2019年9月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	2,656千株	9.74%

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	6,900株	1名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、当事業報告の「IV 会社役員に関する事項」の「3. 取締役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式も含めて記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	750,700株
株式の取得価額の総額	799百万円
取得期間	2019年11月8日から2020年9月23日まで
取得の方法	東京証券取引所における市場買付
取得理由	株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2013年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2015年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2016年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)		
発行決議日	2013年6月26日	2014年6月27日	2015年6月23日	2016年6月28日		
新株予約権の数	247個	160個	240個	315個		
新株予約権の 目的となる 株式の種類及び数	普通株式24,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式16,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式24,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式31,500株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の 払込金額	新株予約権と 引換えに払い込み は要しない	同 左	同 左	同 左		
新株予約権の行使に 際して出資される 財産の価額	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	同 左	同 左	同 左		
権利行使期間	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	2014年7月15日から 2044年7月14日まで	2015年7月9日から 2045年7月8日まで	2016年7月14日から 2046年7月13日まで		
行使の条件	(注) 2	同 左	同 左	同 左		
役員の 保有状況 (注) 1	区分	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	取締役 (監査等委員)	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	同 左
	新株予約権 の数	76個	80個	16個	120個	173個
	目的となる 株式数	7,600株	8,000株	1,600株	12,000株	17,300株
	保有者数	3名	4名	1名	3名	4名

(注) 1. 役員の保有状況

取締役が保有している新株予約権は、取締役就任前の使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。

取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、取締役（監査等委員）就任前の使用人として在籍中に付与されたものです。

2. 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目日が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 当事業年度末日における取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近 藤 勝 彦	有限会社藤和興産 代表取締役 株式会社藤登興産 代表取締役
取締役副社長	安 藤 朋 也	管理本部長兼総務部長 三和電材株式会社 取締役 中央技研株式会社 取締役 テックビルド株式会社 取締役 東海ステップ株式会社 取締役 株式会社フコク 取締役
常務取締役	矢 田 裕 之	営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長
常務取締役	百 田 陽 一	製造本部長兼九州工場長
取締 役	矢 野 雅 彦	開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼eコマースグループ長
取締 役	江 尻 友 征	東海ステップ株式会社 代表取締役会長
取締 役	浅 川 和 之	東日本営業部長兼東京支店長
取締 役	濱 野 昇	鉄構営業部長
取締 役	金 井 美智子	弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所 社員） 三共生興株式会社 社外監査役 IDEC株式会社 社外取締役（監査等委員） アズワン株式会社 社外取締役
取締 役	大 和 正 史	関西大学大学院法務研究科教授
取締 役 (常勤監査等委員)	西 田 範 夫	三和電材株式会社 監査役 中央技研株式会社 監査役 テックビルド株式会社 監査役 東海ステップ株式会社 監査役 株式会社フコク 監査役
取締 役 (監査等委員)	安 田 加 奈	公認会計士（安田会計事務所 所長） シンポ株式会社 社外監査役 スギホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ゲオホールディングス 社外取締役 中央発條株式会社 社外取締役
取締 役 (監査等委員)	徳 田 琢	弁護士（徳田法律事務所）

- (注) 1. 取締役金井美智子氏、取締役大和正史氏、取締役（監査等委員）安田加奈氏及び取締役（監査等委員）徳田琢氏は、社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、四氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 取締役（監査等委員）安田加奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西田範夫氏を常勤の監査等委員として選任しております。
4. 2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、濃野昇氏は取締役に、徳田琢氏は取締役（監査等委員）に、新たに選任され、就任いたしました。
5. 当社は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、監査役西田範夫氏及び監査役安田加奈氏は任期満了により退任し、両氏は取締役（監査等委員）として新たに選任され、就任いたしました。
6. 2020年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役鴫泰広氏及び監査役村辻義信氏は任期満了により、退任いたしました。
7. 当事業年度中の取締役の地位の異動については次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
安藤 朋也	取締役副社長	専務取締役	2020年6月24日
矢田 裕之	常務取締役	取締役	2020年6月24日
百田 陽一	常務取締役	取締役	2020年6月24日

8. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動については次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
金井 美智子	アズワン株式会社社外取締役	—	2020年6月25日
安藤 朋也	株式会社フコク取締役	—	2021年1月18日
西田 範夫	株式会社フコク監査役	—	2021年1月18日

9. 当事業年度末日後の取締役の重要な兼職の異動については次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
安藤 朋也	日本足場ホールディングス株式会社取締役	—	2021年4月1日
江尻 友征	日本足場ホールディングス株式会社代表取締役社長	—	2021年4月1日
大和 正史	関西大学名誉教授	関西大学大学院法務研究科教授	2021年4月1日
西田 範夫	日本足場ホールディングス株式会社監査役	—	2021年4月1日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び当事業報告「I 企業集団の現況に関する事項」の「6. 重要な親会社及び子会社の状況」の「(2) 重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、損害が被保険者のコンプライアンス違反に基づくものである場合には填補の対象としないこととしております。

3. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 取締役の報酬を決定するに当たっての基本方針

当社は、グループ会社の実現に向けた中期経営計画の達成を図る目的で、以下を基本的な考え方とする。

- ・当社グループの持続的発展と中長期的な企業価値向上
- ・株主と利益意識の共有できる報酬体系
- ・報酬の決定プロセスの客観性・透明性の確保

当社の取締役の報酬構成は、固定報酬と株式報酬及びインセンティブ報酬として中期経営計画の目標達成に給付する業績連動型株式報酬で構成し、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とするものとする。

② 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(i) 株式報酬

当社の株式報酬は、業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした「株式報酬」として、役位と職責に基づき当社の株式を付与するものとする。

なお、取締役等が当社株式を受ける時期は、原則として取締役等の退任時に行うものとする。

(ii) 業績連動型株式報酬

当社の業績連動報酬は、インセンティブ報酬として事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的として業績指標を反映した株式報酬とした「業績連動型株式報酬」として、各事業年度の連結経常利益の目標値達成に基づき、毎年、一定の時期に株式を付与することとする。

なお、取締役等が当社株式を受ける時期は、原則として取締役等の退任時に行うものとする。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬体系の割合については、当社の同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業ベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウエイトが高まる構成とし、報酬総額に占める株式での報酬比率は、各事業年度の連結経常利益の目標達成時に概ね10%～15%となるように設計するものとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額については、報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの客観性・透明性を確保し、説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問機関である指名報酬委員会における審査結果を踏まえ、取締役会の決議により決定するものとする。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額			支給額
		基本報酬	株式報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。）	11名	181百万円	23百万円	— 百万円	204百万円
取締役（監査等委員）	3名	20百万円	— 百万円	— 百万円	20百万円
監査役	3名	5百万円	— 百万円	— 百万円	5百万円
計	17名	207百万円	23百万円	— 百万円	230百万円

- (注) 1. 当社は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしましたので、監査役につきましては、2020年6月までの報酬を、取締役（監査等委員）につきましては2020年7月以降の報酬を記載しております。
2. 取締役（監査等委員を除く。）、取締役（監査等委員）及び監査役に対する支給額（基本報酬）には、社外取締役2名及び社外取締役（監査等委員）2名並びに社外監査役2名に対する支給額22百万円が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く。）及び監査役の支給人員には、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名が含まれております。
4. 業績連動型株式報酬に係る業績指標は、連結経常利益目標（3,800百万円）に対してであり、その実績は3,455百万円であります。当該指標を選択した理由は、インセンティブ報酬として事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的としたからであります。当社の業績連動型株式報酬は、業績指標の目標を達成した場合にのみ、予め定められた株式を付与するものです。なお、当事業年度において業績連動型株式報酬に係る業績指標の目標に対して未達であったため、業績連動型株式報酬は付与しておりません。
5. 株式報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は上記「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は当事業報告の「II 会社の株式に関する事項」の「5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬等の額は、2013年6月26日開催の第61回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は1名）です。また、2017年6月27日開催の第65回定時株主総会において上記の取締役の報酬額とは別枠として取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として株式給付信託による報酬額としてのポイントを年間44,100ポイント（当社普通株式44,100株に相当）以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬等の額は、2013年6月26日開催の第61回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は2名）です。また、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において上記の取締役の報酬額とは別枠として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として株式給付信託による報酬額としてのポイントを年間44,100ポイント（当社普通株式44,100株に相当）以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員）の報酬等の額は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職の状況	当該法人等との関係
取締役	金井美智子	弁護士法人大江橋法律事務所 社員 三共生興株式会社 社外監査役 IDEC株式会社 社外取締役（監査等委員） アズワン株式会社 社外取締役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	大和正史	関西大学大学院法務研究科教授	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	安田加奈	安田会計事務所 所長 シンポ株式会社 社外監査役 スギホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ゲオホールディングス 社外取締役 中央発條株式会社 社外取締役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	徳田 琢	徳田法律事務所 弁護士	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	金井美智子	<p>当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っており、特にM&Aについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度開催の同委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役	大和正史	<p>当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、主に法科大学院教授及び研究者としての専門的見地から発言を行っており、特に企業法制について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度開催の同委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 (監査等委員)	安田加奈	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに監査役又は取締役(監査等委員)として出席し、また、監査役会3回及び監査等委員会15回の全てに監査役又は取締役(監査等委員)として出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っており、特にM&Aについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、当社の内部統制等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	徳田琢	<p>2020年6月24日就任後開催の取締役会10回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っており、特にM&Aについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、当社の内部統制等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 責任限定契約の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役金井美智子氏、社外取締役大和正史氏、社外取締役(監査等委員)安田加奈氏及び社外取締役(監査等委員)徳田琢氏と、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の監査の品質及び継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行う方針です。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査等委員会の決定に基づいて会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅵ 会社の体制及び方針

次に掲げる事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ホームページ (<https://www.kondotec.co.jp/ir/stocksinfo/meeting.html>) の「第69回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しております。

1. 業務の適正を確保するための体制
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況
3. 会社の支配に関する基本方針

◎本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、1株当たり指標及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	31,569	流 動 負 債	18,838
現金及び預金	11,317	支払手形及び買掛金	3,978
受取手形及び売掛金	12,372	電子記録債務	8,029
電子記録債権	1,984	短期借入金	3,110
商品及び製品	3,959	一年内返済予定の長期借入金	275
仕掛品	589	未払法人税等	596
原材料及び貯蔵品	383	賞与引当金	748
その他	968	その他	2,099
貸倒引当金	△5	固 定 負 債	1,564
固 定 資 産	17,856	長期借入金	279
有 形 固 定 資 産	11,848	繰延税金負債	466
建物及び構築物	3,131	再評価に係る繰延税金負債	178
機械装置及び運搬具	1,212	株式給付引当金	78
土地	6,620	退職給付に係る負債	288
その他	883	その他	272
無 形 固 定 資 産	5,044	負 債 合 計	20,403
のれん	3,495	純 資 産 の 部	
顧客関連資産	1,453	株 主 資 本	30,210
その他	94	資本金	2,666
投 資 そ の 他 の 資 産	963	資本剰余金	2,434
投資有価証券	335	利益剰余金	26,243
繰延税金資産	276	自己株式	△1,134
退職給付に係る資産	59	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,216
その他	300	その他有価証券評価差額金	140
貸倒引当金	△8	繰延ヘッジ損益	29
資 産 合 計	49,426	土地再評価差額金	△1,510
		為替換算調整勘定	31
		退職給付に係る調整累計額	92
		新 株 予 約 権	28
		非 支 配 株 主 持 分	0
		純 資 産 合 計	29,022
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,426

(注) 百万円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		59,562
売上原価		45,957
売上総利益		13,604
販売費及び一般管理費		10,249
営業利益		3,354
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	4	
仕入割引	113	
助成金収入	26	
その他	27	172
営業外費用		
売上割引	54	
支払利息	6	
その他	11	71
経常利益		3,455
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	2	
減損	821	825
税金等調整前当期純利益		2,633
法人税、住民税及び事業税	1,152	
法人税等調整額	△80	1,072
当期純利益		1,561
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,561

(注) 百万円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,748	流 動 負 債	15,967
現金及び預金	7,803	支払手形	1
受取手形	3,842	買掛金	2,882
売掛金	6,269	電子記録債権	8,029
電子記録債権	1,828	短期借入金	2,500
商品及び製品	3,567	未払法人税等	462
仕掛品	271	賞与引当金	644
原材料及び貯蔵品	376	その他の	1,446
その他の	790	固 定 負 債	353
貸倒引当金	△1	再評価に係る繰延税金負債	178
固 定 資 産	18,831	株式給付引当金	78
有形固定資産	9,578	退職給付引当金	75
建物	2,476	その他の	20
構築物	124	負 債 合 計	16,321
機械及び装置	1,197	純 資 産 の 部	
車両運搬具	28	株 主 資 本	28,572
土地	5,490	資 本 金	2,666
その他の	260	資 本 剰 余 金	2,434
無 形 固 定 資 産	71	資 本 準 備 金	2,434
その他の	71	利 益 剰 余 金	24,605
投資その他の資産	9,181	利 益 準 備 金	216
投資有価証券	323	その他の利益剰余金	24,388
関係会社株式	8,539	圧縮記帳積立金	211
繰延税金資産	189	別途積立金	7,610
その他の	134	繰越利益剰余金	16,566
貸倒引当金	△4	自 己 株 式	△1,134
資 産 合 計	43,580	評価・換算差額等	△1,342
		その他有価証券評価差額金	139
		繰延ヘッジ損益	29
		土地再評価差額金	△1,510
		新 株 予 約 権	28
		純 資 産 合 計	27,259
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,580

(注) 百万円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		45,247
売上原価		34,864
売上総利益		10,382
販売費及び一般管理費		7,230
営業利益		3,151
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	11	
仕入割引	23	
その他	17	51
営業外費用		
支払利息	1	
売上割引	45	
その他	9	56
経常利益		3,146
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	2	
関係会社株式評価損	854	858
税引前当期純利益		2,290
法人税、住民税及び事業税	903	
法人税等調整額	100	1,004
当期純利益		1,286

(注) 百万円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

コンドーテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤川 賢 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コンドーテック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コンドーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

コンドーテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤川 賢 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コンドーテック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、当社は2020年6月24日開催の第68回定時株主総会におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、2020年4月1日から2020年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時までの監査については、当該期間の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を検証の上で当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

コンドーテック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西 田 範 夫 ㊟

監 査 等 委 員 安 田 加 奈 ㊟

監 査 等 委 員 徳 田 琢 ㊟

(注) 監査等委員安田加奈及び徳田 琢は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策として位置づけ、今後もM&A等による戦略的投資、成長に向けた積極的な事業投資の拡大を図りながら、財務体質の強化など収益力の向上に努めるとともに、資本効率の向上に取り組んでまいります。

配当につきましては、連結業績、連結配当性向について十分留意しながら、連結純資産配当率（DOE）2.5%以上を目標として、株主の皆様へ継続的・安定的に増配を行うことを基本方針としております。

DOEは、純資産の中から配当金として還元する割合を示しており、一時的な利益の増減に左右されず安定的な配当の実現を可能とする指標となります。なお、当社グループは、資本効率を示す自己資本当期純利益率（ROE）10.0%以上も目標としております。これは、每期一定以上の利益を計上することにより、配当額決定の基礎となる純資産が増加する結果、継続的な増配が可能となることを意味しております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき前事業年度比1円増配の15円50銭とさせていただきます。これにより、すでに実施しております中間配当1株につき15円50銭を加えました年間配当金は、1株につき31円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき15円50銭 総額406,952,469円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月23日

(ご参考) 配当金の推移



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び当社子会社を含めた今後の事業拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1)～(12) (条文省略) (新 設) (新 設) (13) 前各号に付帯する事業	(目 的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1)～(12) (現行どおり) <u>(13) 自動車賃貸業</u> <u>(14) 警備業</u> (15) 前各号に付帯する事業

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本總會終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役会の迅速な意思決定を図るため1名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	備考
1	こん どう かつ ひこ 近 藤 勝 彦	代表取締役社長	再任
2	あん どう とも や 安 藤 朋 也	取締役副社長管理本部長兼総務部長	再任
3	や だ ひろ ゆき 矢 田 裕 之	常務取締役営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長	再任
4	はま の のぼる 濱 野 昇	取締役鉄構営業部長	再任
5	ひやく だ よう いち 百 田 陽 一	常務取締役製造本部長兼九州工場長	再任
6	あさ かわ かず ゆき 浅 川 和 之	取締役東日本営業部長兼東京支店長	再任
7	え じり とも ゆき 江 尻 友 征	取締役（当社子会社日本足場ホールディングス株式会社代表取締役社長兼当社子会社東海ステップ株式会社代表取締役会長）	再任
8	かな い みちこ 金 井 美智子	社外取締役	再任 社外 独立役員
9	まる やま たか し 丸 山 隆 司	—	新任 社外 独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<div data-bbox="258 390 329 432" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こん どう かつ ひこ 近 藤 勝 彦 (1959年11月 8 日生)	1984年 6 月 当社入社 1988年 7 月 当社埼玉営業所長 1991年 1 月 当社新規事業北関東営業所長 1992年 6 月 当社取締役新規事業北関東営業所長 1999年 3 月 当社取締役横浜支店長 2002年 6 月 当社取締役業務部長 2007年10月 当社取締役企画部長 2010年 4 月 当社取締役 三和電材株式会社代表取締役副社長 2011年 6 月 当社取締役 三和電材株式会社代表取締役社長 2013年 1 月 当社取締役企画担当 2013年 6 月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社藤和興産 代表取締役 株式会社藤登興産 代表取締役	106,432株
<div data-bbox="258 765 405 792" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[選任理由]</div> 1984年入社以来、営業部門、物流部門、企画部門等に携わる他、電設資材卸売業の三和電材株式会社の子会社化に伴い、同社代表取締役を務める等の豊富な経験を有しております。 代表取締役社長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> あん どう とも や 安 藤 朋 也 (1953年 6 月11日生)	1996年 1 月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）久喜支店長 1998年 2 月 同行大森支店長 1999年11月 同行尾東尾北地区母店長兼小牧支店長 2002年 2 月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 上本町法人営業部長兼上本町支店長 2004年 1 月 同行企業部主任調査役 2004年 4 月 同行中之島法人営業部長兼中之島支店長 2006年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）本部審議役 2006年11月 当社出向 総務部長 2007年 6 月 当社入社 総務部長 2007年 6 月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2009年 6 月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長 2010年 4 月 三和電材株式会社取締役（現任） 2012年 6 月 当社専務取締役管理本部長兼総務部長 2014年 8 月 中央技研株式会社取締役（現任） 2019年 2 月 ヒロセ興産株式会社（現テックビルド株式会社）取締役（現任） 2020年 2 月 東海ステップ株式会社取締役（現任） 2020年 6 月 当社取締役副社長管理本部長兼総務部長（現任） 2021年 1 月 株式会社フコク取締役（現任） 2021年 4 月 日本足場ホールディングス株式会社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 三和電材株式会社 取締役 中央技研株式会社 取締役 日本足場ホールディングス株式会社 取締役 テックビルド株式会社 取締役 東海ステップ株式会社 取締役 株式会社フコク 取締役	72,900株
[選任理由] 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行後、上記の職務を経験し、2006年当社出向（2007年入社）以来、金融機関において培った経験を基に管理部門を統括し、また、M&A、海外進出、人材マネジメントにも従事しております。 管理本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やだ ひろ ゆき 矢田 裕之 (1962年7月15日生)	1985年4月 当社入社 2006年6月 当社横浜支店長 2011年6月 当社業務部長 2011年6月 当社執行役員業務部長 2013年4月 当社執行役員西日本営業部長 2016年6月 当社取締役西日本営業部長 2018年4月 当社取締役西日本営業部長兼事業戦略室長 2019年6月 当社取締役営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長 2020年6月 当社常務取締役営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長(現任)	13,800株
[選任理由] 1985年入社以来、営業部門、物流部門に携わる等、豊富な経験を有しております。 営業本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はま の のぼる 濱野 昇 (1970年6月12日生)	1993年4月 当社入社 1999年3月 当社新規事業北関東営業所長 2000年8月 当社新規事業神奈川営業所長 2003年4月 当社新規事業京滋営業所長 2012年9月 当社新規事業山陽営業所長 2017年4月 当社関西支店長 2018年6月 当社執行役員鉄構営業部長兼関西支店長 2020年4月 当社執行役員鉄構営業部長 2020年6月 当社取締役鉄構営業部長(現任)	9,400株
[選任理由] 1993年入社以来、営業部門に携わる等、豊富な経験を有しております。 鉄構営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ひやく だ よう いち 百 田 陽 一 (1957年9月10日生)	1995年10月 住友金属工業株式会社 (現日本製鉄株式会社) 小倉製鉄所圧延部分塊工場長 1999年6月 同社小倉製鉄所圧延部線材工場長 2002年6月 株式会社住友金属小倉商品技術部技術サービス室長 2005年7月 同社生産部長 2007年7月 同社品質総括部長 2009年1月 同社カスタマー技術部長 2012年10月 新日鐵住金株式会社 (現日本製鉄株式会社) 小倉製鉄所生産部長 2013年7月 同社小倉製鉄所技術部長 2014年4月 株式会社サンユウ技術品質管理部長 2015年6月 同社取締役技術品質管理部長 2016年6月 同社執行役員技術品質管理部長 2018年7月 当社入社 製造本部顧問 2019年1月 当社九州工場長 2019年6月 当社取締役製造本部長兼九州工場長 2020年6月 当社常務取締役製造本部長兼九州工場長 (現任)	1,100株
[選任理由] 住友金属工業株式会社 (現日本製鉄株式会社) 等にて上記の職務を経験後、2018年7月入社以来、製造部門の生産効率化及び品質保証に携わる等、とりわけ工場の経営に対する豊富な経験を有しております。 製造本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> あさ かわ かず ゆき 浅 川 和 之 (1967年12月24日生)	1990年4月 当社入社 2004年7月 当社高松営業所長 2011年6月 当社大阪支店長 2017年10月 当社東京支店長 2018年6月 当社執行役員東日本営業部長兼東京支店長 2019年6月 当社取締役東日本営業部長兼東京支店長 (現任)	8,700株
[選任理由] 1990年入社以来、営業部門等に携わる等、豊富な経験を有しております。 東日本営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	<div data-bbox="258 349 329 390" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> え じり とも ゆき 江 尻 友 征 (1965年8月30日生)	1988年4月 当社入社 1998年10月 当社静岡営業所長 2002年1月 当社金沢営業所長 2007年10月 当社福岡支店長 2013年4月 当社業務部長 2015年6月 当社海外営業部長 2016年6月 当社執行役員海外営業部長 2019年6月 当社取締役海外営業部長 2020年2月 当社取締役(現任) 東海ステップ株式会社代表取締役会長(現任) 2021年4月 日本足場ホールディングス株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 日本足場ホールディングス株式会社 代表取締役社長 東海ステップ株式会社 代表取締役会長	9,800株
<div data-bbox="258 674 405 700" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[選任理由]</div> 1988年入社以来、営業部門、物流部門、海外営業部門、子会社経営等に携わる等、豊富な経験を有しております。 子会社代表取締役としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div> <small>かない みちこ</small> 金井 美智子 (1955年 6月16日生)	1990年 4月 弁護士登録 大江橋法律事務所（現弁護士法人大江橋法律事務所）入所 1998年 4月 同所パートナー 2002年 8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員（現任） 2007年 6月 株式会社ユー・エス・ジェイ（現合同会社ユー・エス・ジェイ）社外監査役 2015年 6月 当社社外取締役（現任） 2015年 6月 三共生興株式会社社外監査役（現任） 2016年 6月 IDEC株式会社社外取締役 2018年 6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年 6月 アズワン株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所 社員） 三共生興株式会社 社外監査役 IDEC株式会社 社外取締役（監査等委員） アズワン株式会社 社外取締役	3,400株
<p>〔 選任理由及び期待される役割の概要 〕</p> <p>M&Aや国際取引及び知的財産権等の分野に精通しており、弁護士としての経験・識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。</p> <p>そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 新任 社外 独立役員 </div> まる やま たか し 丸山隆司 (1948年6月23日生)	2004年6月 株式会社志摩スペイン村代表取締役社長 2006年3月 近鉄レジャーサービス株式会社取締役社長 2007年6月 近畿日本鉄道株式会社常務取締役 2011年4月 株式会社きんえい代表取締役社長 2017年6月 KNT-CTホールディングス株式会社代表取締役社長 2019年6月 同社代表取締役会長	一株
[選任理由及び期待される役割の概要] 近鉄グループにて会社経営等に携わる等、会社の経営に関して豊富な経験を有しており、当社の経営に有用な助言及び提言をいただくことで、当社の企業価値向上に繋がるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。 また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金井美智子氏は、社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 また、丸山隆司氏も社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
3. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
 金井美智子氏 6年
4. 金井美智子氏と当社の間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 また、丸山隆司氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（18ページご参照）に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">独立委員</div> やまおか みなこ 山岡 美奈子 (1959年4月7日生)	1998年1月 株式会社ファンケル化粧品事業部商品企画開発部長 2004年5月 同社営業本部通販営業部長 2007年4月 同社執行役員営業企画本部長 2007年11月 同社取締役執行役員化粧品カンパニー長 2010年5月 同社取締役執行役員事業開発推進本部長 兼新規事業開発部長 2013年3月 同社取締役専務執行役員兼化粧品カンパニー長 2014年4月 同社取締役専務執行役員兼株式会社ファンケル 化粧品代表取締役社長 2017年4月 同社取締役専務執行役員兼新規業態開発担当 2018年7月 同社顧問 2020年5月 株式会社アンズコーポレーションCMM 事業担当取締役（現任） 2021年3月 日華化学株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アンズコーポレーションCMM事業担当取締役 日華化学株式会社 社外取締役	一株
<p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>株式会社ファンケル等にて上記の職務を経験する等、会社の経営に関して豊富な経験を有しており、その培われた経験に基づいた助言及び監視をいただくことにより監査等委員である社外取締役としての役割を果たすことが期待できることから、新たに、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山岡美奈子氏は、社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
3. 山岡美奈子氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（18ページご参照）に記載のとおりです。山岡美奈子氏が監査等委員である社外取締役に選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会及び監査等委員会のスキルマトリックス

	候補者 番号	氏名		経営経験	営業・ マーケティング	製造・調達	財務・会計	法務・ リスク管理
取締役会	1	こんどう かつひこ 近藤 勝彦		○	○	○		
	2	あんどう ともや 安藤 朋也			○		○	○
	3	やだ ひろゆき 矢田 裕之			○	○		
	4	はまの のぼる 濱野 昇			○			
	5	ひやくだ よういち 百田 陽一				○		
	6	あさかわ かずゆき 浅川 和之			○			
	7	えじり ともゆき 江尻 友征		○	○	○		
	8	かない みちこ 金井美智子	社外					○
	9	まるやま たかし 丸山 隆司	社外	○	○			
監査等 委員会	—	にしだ のりお 西田 範夫					○	
	—	やすだ かな 安田 加奈	社外				○	
	—	とくだ たく 徳田 琢	社外					○
	—	やまおか みなこ 山岡美奈子	社外	○	○			

※上記一覧表には取締役（監査等委員）候補者以外の現任の取締役（監査等委員）も含まれております。

**取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）、また、同じく2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において上記の取締役の報酬額とは別枠として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度として株式給付信託による報酬額としてのポイントを年間44,100ポイント（当社普通株式44,100株に相当）以内と、それぞれご承認いただき現在に至っております。

今般、当社の対象取締役が、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、従前導入しておりました上記の株式給付信託に代え、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に基づき対象取締役に付与される当社普通株式を、以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を導入するものとし、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額300百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円）の報酬額とは別枠として、新たに本譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の対象取締役は8名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 対象取締役に對して付与する本譲渡制限付株式の数**(1) 本移行措置（下記に定義されます。以下同じ。）分以外**

本移行措置分以外の本譲渡制限付株式は、各対象取締役の役位に応じて付与する分と前事業年度の当社の業績の状況を勘案して付与される分とで構成され、本譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社普通株式の総数は年間最大73,800株とし、本譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額120百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）といたします。

ただし、当該普通株式の総数については、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものいたします。

(2) 本移行措置分

本議案について本株主総会にてご承認を得られることを条件として、上記株式給付信託による報酬額の定めを廃止して、当該報酬額の定めに基づく株式給付信託のポイントの付与は今後新たに行わない予定です。さらに、上記株式給付信託に関する報酬額の定めに基づき付与されたポイント数のうち、株式を未交付のものにつきましては、本議案について本株主総会においてご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄する予定です。同様に、対象取締役に当社第62期から第65期事業年度の報酬として割り当てられたストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案について本株主総会においてご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄する予定です。

このため、当社第70期事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）に限り、現行の株式給付信託及びストックオプションとしての新株予約権に代えて本譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置（以下「本移行措置」といいます。）として、2020年6月24日開催の当社第68回定時株主総会においてご承認いただいた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額及び上記（1）の報酬とは別枠として、株式給付信託の付与済ポイント相当分の当社普通株式の数（67,900株）及びストックオプションとしての新株予約権の目的である当社普通株式の数（37,500株）の合計（105,400株）を上限とし、本移行措置に係る本譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）として別途設定いたします。

ただし、当該普通株式の総数については、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、本移行措置に係る本譲渡制限付株式につきましては、対象取締役が、上記株式給付信託に関する報酬額の定めに基づき当該対象取締役に付与されたポイント数のうち株式を未交付のものに係るポイント、及び、当該対象取締役に当社第62期から第65期事業年度の報酬として割り当てられたストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものを全て放棄することを、当該対象取締役に対する割当ての条件といたします。

このように、本移行措置に係る本譲渡制限付株式の割当ては、過年度において対象取締役に対して付与された上記株式給付信託に係るポイント数及び対象取締役に割り当てられたストックオプションとしての新株予約権の放棄を伴うものです。

2. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、本譲渡制限付株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる本譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

3. 対象取締役に付与する本譲渡制限付株式に関する事項

対象取締役への本譲渡制限付株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の払込期日から任期満了等による退任又は退職等する時までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 中途退任役員への取り扱い

対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下、「役務提供予定期間」といいます。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任又は退職した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 残余株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編時の取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(6) その他

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。
なお、本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社が定める証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

4. 本議案の内容が相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年2月9日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告（18～19ページご参照）に記載のとおりであります。当該方針につきましては、本議案の内容に沿った形式的な変更を行うことを予定しており、その他の当該方針については修正いたしません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であり、また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記1.の年額の上限の範囲内とすること、本移行措置分及び本移行措置分以外の本譲渡制限付株式の発行済株式総数（保有自己株式数を除く）に占める割合は0.68%（本移行措置分及び10年間に亘り、本移行措置分以外の本譲渡制限付株式の上限となる株数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.21%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員に対しても上記と概ね同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

以 上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for handwriting practice. The lines are evenly spaced and extend from the left margin to the right margin.

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for handwriting practice. The lines are evenly spaced and extend from the left margin to the right margin.

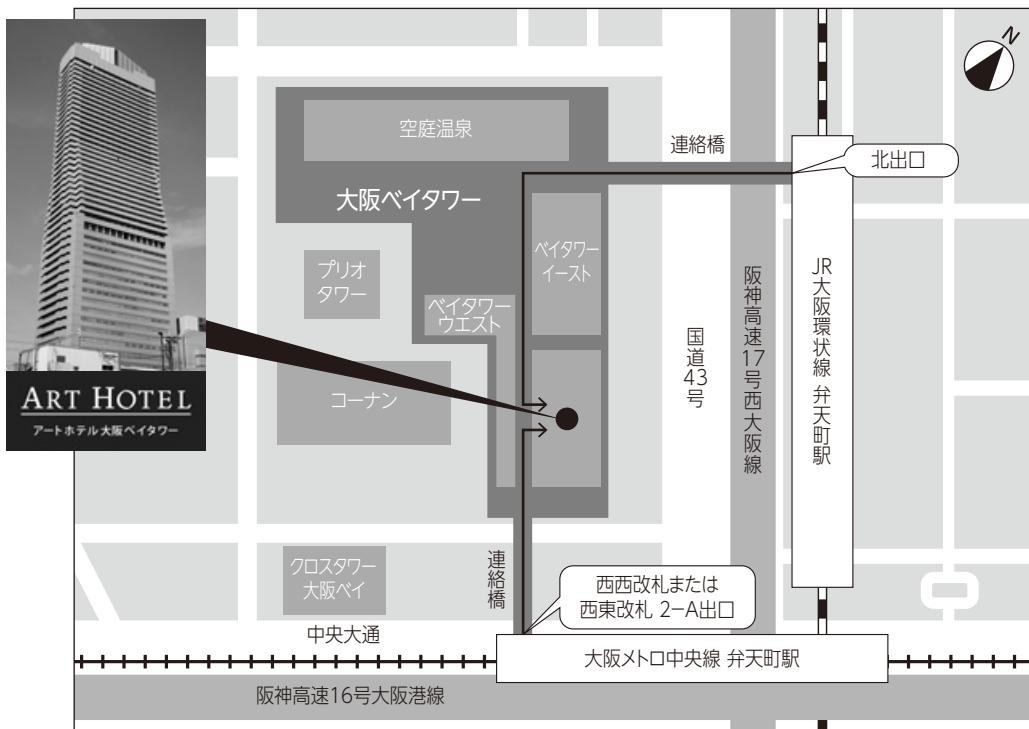
株主総会 会場ご案内図

場所

アートホテル大阪ベイタワー 3階 301・302会議室

大阪市港区弁天一丁目2番1号

JR大阪環状線・大阪メトロ中央線「弁天町駅」より連絡通路直結



交通機関

- JR大阪環状線 弁天町駅 北出口より徒歩約5分
- 大阪メトロ (地下鉄) 中央線 弁天町駅 西西改札または西東改札を出て2-A出口より徒歩約3分

※ご来場の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。
なお、お車でお越しの場合は大阪ベイタワーの地下駐車場をご利用ください。駐車料金につきましては、株主様のご負担となりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。